○農林水産省告示第千五百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県宮若市脇田字牟田ヶ尾二六三一の四、二六三二の五、字コイゲ二六三三の一四・二六三三の一五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　一般送配電事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木大山字馬ノ谷八九〇の八・九〇九の二・九〇九の三・九一三の九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、八九〇の九、八九〇の一〇、九〇九の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木大山字吉野原八の一三から八の一八まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千五百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県加美郡加美町字漆沢高畑一の一（次の図に示す部分に限る。）

(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　解除の理由　ダム用地とするため

二　解除に係る保安林の所在場所　宮城県加美郡加美町字漆沢宮ヶ森一の四四・一の四七・一の五〇（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・一の四三・一の四八・一の四九（以上三筆国有林）、一の一一（次の図に示す部分に限る。）

(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(二)　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市怒田沢町奥山三の五・三の一一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県邑智郡美郷町上川戸七四三の一五（国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○経済産業省告示第百五十八号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号。以下「法」という。）第四条第二項の規定に基づき、令和八年一月一日から同年十二月三十一日までの期間（以下「令和八規制年度」という。）における特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）別表第二の中欄に掲げる特定物質代替物質の製造数量に係る同項の経済産業大臣が告示する期間を次のように定める。

令和七年十月二十四日　経済産業大臣　赤澤　亮正

法第四条第二項の経済産業大臣が告示する期間は、令和七年十一月十三日から同年十一月二十日とする。ただし、令和八規制年度の状況等により、随時製造数量の許可を行うことが必要な場合にあっては、この限りでない。

○関東地方整備局告示第二百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十月二十四日　関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十八年関東地方整備局告示第百七十六号東京都市計画河川事業第五号石神井川及び第六号神田川

三　事業施行期間　自平成二十八年四月一日至令和十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第二百十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

令和七年十月二十四日　関東地方整備局長　橋本　雅道

別表の指定番号二十二の項指定をした日欄中「令和二年十月一日」を「令和七年十月二十二日」に、指定の有効期間欄中「令和二年十月二十二日から五年間」を「指定をした日から五年間」に改める。

○中国地方整備局告示第七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十四日　中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
米子市淀江町今津字岸ノ前一四四番一から同市陰田町六五八番六まで	前	Ａ　一〇・〇〇～八一・五〇メートル	一四・一六五キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		Ｂ　九・七〇～三二六・〇〇	一三・七三九	
	後	Ａ　一〇・〇〇～八一・五〇	一四・一六五	
		Ｂ　九・七〇～三二六・〇〇	一三・七三九	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

○中国地方整備局告示第八十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十四日　中国地方整備局長　杉中　洋一